

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成23年12月5日(月曜日)
午前 9時30分～午前10時30分 現地視察
午前10時45分～午前11時40分 机上審査
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 馬屋原 眞 一 委員長 萬代 泰生 副委員長
河村 淳 委員 田邊 諄祐 委員
下井 克己 委員 岩本 明央 委員
有道 典広 委員 秋山 哲朗 議長
4. 欠席委員 村上 健二 委員
5. 出席した事務局職員
重村 暢之 議会事務局長 岩崎 敏行 議会事務局主査
岡崎 基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田 弘司 市長 林 繁美 副市長
伊藤 康文 建設経済部長 前野 兼治 建設経済部建設課長
西田 良平 建設経済部農林課長 刀禰 義次 美東総合支所建設経済課長
秋山 芳幸 秋芳総合支所建設経済課長 福田 和司 総合観光部長
大野 義昭 総合観光部観光総務課長 綿谷 敦朗 総合観光部観光振興課長
坂田 文和 消防長 田畑 龍男 消防本部次長
西岡 博和 消防本部警防課長 柴崎 隆博 消防本部予防課長

午前10時45分開会

委員長（馬屋原眞一君） 只今より建設観光委員会を開会いたします。先程の現地視察におきましては、皆様大変お疲れ様でございました。それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案9件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん報告等ございましたら。

市長（村田弘司君） いいえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） 議長さん報告等ございましたら。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。

委員長（馬屋原眞一君） それでは、これより審査を始めます。はじめに議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を審査いたします。執行部より本委員会の所管事項について説明を求めます。なお、各会計において、歳出の人件費の補正で、人事異動に伴う給与の増減額補正につきましては、説明を省略されても結構です。それでは、はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）につきまして、補正予算資料に基づきましてご説明をいたします。まず歳出のほうからご説明のほういたします。資料の1-32、33ページをお願いいたします。6款農林費・1項農業費・目3農業振興費、負担金、補助及び交付金につきまして1,893万1,000円を増額補正し、農業振興費の総額2億3,664万3,000円とするものでございます。33ページをご覧ください。まず001農業振興経費、やまぐち集落営農生産拡大事業補助金1,793万7,000円についてですが、これにつきましては、県の補助事業で、経営改善に取り組む集落営農法人が、麦、大豆、野菜の生産拡大を図るために、その計画に沿った共同利用機械や施設の導入に対しまして、補助金が交付されるものでございます。この補助メニューには、二つございまして、麦、大豆など主穀作物の生産のための機械導入に対しては、必要経費の2分の1を県が補助し、残りの2分の1を地元が負担いたします。もう一つは、野菜などの作物の生産に対する機械や施設の購入については、県・市・地元がそれぞれ3分の1ずつを負担する事業でございます。今回、県の追加要望に対しまして、五つの法人から要望がなされました。まず、県が2分の1補助する主穀作物の生産のための機械購入については、秋芳町の

農事組合法人第13営農組合で、導入機械はトラクター外3機種でございます。美東町宮の河内農業生産組合でトラクター、西厚保町の深土で乗用管理機、JA山口美祢で色選別機プラント購入要望がありました。これらの合計金額2,800万2,000円に対しまして、県の補助する2分の1相当額1,400万1,000円となります。また作物生産のための機械購入につきましては、西厚保町の深土で移植機外3機種、東西厚保町植柳ファームで防除機外1機種の導入希望で、総額590万9,000円に対し、県・市・法人がそれぞれ3分の1ずつを負担することとなりますので、県と市を合わせた補助額393万6,000円となります。結果といたしまして、主穀作物分1,400万1,000円とその他作物分393万6,000円の総計1,793万7,000円を増額補正するものでございます。続きまして、2段目の002中山間地域等直接支払事業につきましては、99万4,000円を増額補正するものでございます。この事業は、傾斜があるほ場で営農に不利な中山間地域におきまして、農業生産活動や耕作放棄地の発生防止のための維持活動を5年以上継続して行う集落協定に対しまして、傾斜の度合いにより補助金が交付される事業でございます。この事業は、ほ場の傾斜が20分の1を超える急傾斜につきましては、10アール当たり2万1,000円、20分の1から100分の1の緩傾斜につきましては、10アール当たり8,000円が交付されます。交付金額の割合につきましては、国50%、県25%、市25%となっております。今回の増額補正につきましては、活動面積6万3,858平米の増加によるものでございます。面積増加の内訳ですが、西厚保地区の大日協定、平沼田協定が、平成21年度の災害によりまして、耕作ができなかった農地があったわけですが、ここが復旧工事によりまして耕作可能となったため、再度活動面積にとりいれました。次に美東町薬王寺協定、秋芳町岩ヶ下協定、この2協定につきましては、従来からの活動面積に新たに活動面積を取り入れたものでございます。最後に秋芳町旦地区でございますが、新規協定を組織されまして、新たに事業に着手することとなりました。以上ご説明いたしました5協定の面積の増加することに伴う、交付金99万4,000円を増額補正するものでございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 続きまして、資料の1-44、45ページをお開き下さい。11款災害復旧費・2項土木施設災害復旧費・1木単独災害復旧

費、これの委託料として2,257万5,000円の増額補正をするものでございます。これは平成22年度、そして平成23年度の災害によりまして、発生いたしました倒木等の処理をするための委託料を増額補正するものでございます。現在は美祢市の衛生センターの空き地のほうへ山積みにしておる状況ですが、これを処理いたします費用でございます。次にその下の2目補助災害復旧費につきまして、3,477万円を増額補正するものでございます。右側のページでございますが、まず1点は職員手当等といたしまして、時間外勤務手当177万円を補正するものですが、これにつきましては、本年5月、それと8月の災害復旧に伴います査定業務や設計業務にかかります時間外手当等の不足から、今回増額補正するものでございます。次に災害復旧工事といたしまして、3,000万円増額補正するものでございます。内容につきましては、平成23年度災害に伴います附帯工事でございます。河川災害による附帯工事が17箇所、道路災害による附帯災害が8箇所、計25箇所の附帯工事につきまして、補正するものでございます。次にその下の補償、補てん及び賠償金といたしまして、300万円増額補正するものでございます。内容につきましては、河川災害4箇所に伴いますNTT柱、それと中電柱、それに関係しますケーブル等の移設の補償費用を補正するものですが、事業費300万円のうち3分の2の200万円が国の補償対象となっております。

続きまして、歳入のほうにつきましてご説明をいたします。1-10、11ページをお開き下さい。真ん中あたりですが、14款国庫支出金・1項国庫負担金・2目災害復旧費国庫負担金につきまして、200万円を補正するものです。これは先程歳出でご説明いたしました、災害復旧に伴います電柱等の移転費用300万円に対する国の補助分であります。補助率は66.2%でございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、1-12、13ページをお開き下さい。2段目になります。15款県支出金・2項県補助金・目5農林費県補助金、農業費補助金につきまして、1,671万4,000円を増額補正するものでございます。これにつきましては、先程、歳出のほうでご説明いたしました中山間地域等直接支払事業の特定財源といたしまして、歳出事業費の4分の3に相当する74万5,000円を増額補正しております。また、次の段のやまぐち集落営農生

産拡大事業補助金の特定財源として、歳出金額のうち1,596万9,000円の県補助金を計上し、合計金額1,671万4,000円を増額補正するものでございます。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 続きまして、1-14、15ページをお開き下さい。一番下でございますが、21款市債・1項市債・7目災害復旧債でございます。270万円を計上いたしております。これは先程、歳出の補助災害復旧事業費の合計額3,477万円のうち270万円を充当するものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 続きまして、1-4、1-5ページをお開き下さい。第2表債務負担行為補正につきまして、追加で表の一番下の段でございます。美東桂岩ふれあいセンターの指定管理料として、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年で540万円を追加補正するものでございます。この施設につきましては、平成7年に桂岩ふれあいセンターとして供用開始がされております。平成11年度以降、桂岩ふれあいセンター管理組合が管理し、平成18年度からは、当管理組合が指定管理者として現在に至っているところでございます。今回の追加補正につきましては、年間指定管理料が180万円で、3ヶ年の合計540万円を計上しております。この年間指定管理料につきましては、施設管理に伴う経費と固定経費のうち、市が負担すべき経費を235万円と試算し、宿泊費などの収益を年間55万円と見込み、その235万円から55万円を差し引きました金額として180万円を算出しております。今後、安定的に利用を促進するために積極的に農林課及び管理組合でPRすることといたしてありまして、更に管理組合も自主事業を充実させ、安定的な集客に努めることを前提といたしまして、平成24年度からの3ヶ年の指定管理料を540万円とし、追加の債務負担行為の補正するものでございます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） それでは本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

委員（岩本明央君） 先程ご説明がありました、1-32、33お願いいたします。やまぐち集落営農生産拡大事業補助金で、一昨日ですか山口新聞さんに秋芳町

の平野というところの農業法人がでてた。大変結構だと思いますし、それから面積も24ヘクタールだったかな、大変対象面積も多いので本当いいなと思って感心してみてもったわけですが、これ今回平野さんのほうへの補助金はどうなんでしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今の岩本委員のご質問にお答えいたします。この県の事業につきましては、採択要件といたしまして、法人に対して補助金が支給されるということになっておりまして、今後、平野さんにつきましては、法人化されましたので、規模拡大等の予定がございましたら、平成24年度での要望ということをされましたときには、平成24年度としての県が採択をしたらの話なんですけども、そういうことになります。ですから、今現在平野さんはこの要望段階ではまた法人になっていらっしゃいませんでしたので、今回ではありません。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） はい、分かりました。新聞内容見ますと、なかなか女性の活動なんかも期待できると思いますので、市のほうの負担が非常に少ない。持ち出しが少ないということもありますので、是非また応援してあげてほしいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号平成23年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） それでは議案第3号平成23年度美祢市

観光事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。資料の3 - 3をお開きください。観光総務費142万6,000円、観光振興費298万9,000円をそれぞれ増額補正する内容でございます。そしてその財源といたしまして、予備費を441万5,000円減額し、それぞれに充当いたします。内容については、人事異動等に伴います人件費の補正でございますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第3号平成23年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号下関市・美祢市消防通信指令事務協議会の規約の制定及び設置についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、田畑消防本部次長。

消防本部次長（田畑龍男君） それでは議案第10号下関市・美祢市消防通信指令事務協議会の規約の制定及び設置につきまして、ご説明させていただきます。議案書の10 - 1ページをお開き願います。現在、美祢市と下関市において、消防需要に広域的に対応し、また住民の期待と信頼に応えられる消防サービスの高度化を図るために、下関市消防局内に指令センターを設置して、消防通信指令事務を下関市と共同で平成25年10月に運用を開始することを目途に計画し、協議・検討を進めております。消防指令業務の共同運用と申しますのは、従来、各消防本部が単独で通信指令施設を整備し運用していたものを、複数の消防本部が、共同で一つの指令センターを設置しまして、119番の受付から出動指令等の消防指令業務を共同で運用するものであります。通信指令施設を単独で設置した場合に比べまして、消

防部隊が広域的に運用されることにより、柔軟かつ迅速に、そして効率的な対応が可能になること、また通常では対応できない大規模災害、あるいは同時連続火災等の発生時に、両市の消防力の即時運用により迅速な対応が可能となります。また、はしご車や化学車などの特殊車両も効率的な運用が可能になり、市境付近での災害には両市の連携によりまして、より迅速な対応が可能となります。更に指令センターのシステムの構築を一本化することで、施設の整備費や維持管理費などに要する経費が節減できることなどのメリットがございます。この指令センターの共同運用の方式を協議会方式とすることに伴いまして、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、協議による規約を定め、下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置するにあたりまして、この規約の制定に関して協議することについて、同条第3項の規定に基づき、この協議について議会の議決をいただきたく提案するものでございます。10-1ページから10-3ページまでに協議会規約をお示ししておりますが、この協議会規約の概要について、簡単に御説明をさせていただきます。本規約は、協議会の目的、名称、協議会を設ける市、担当事務、事務所の設置場所、組織、会議運営、担当事務の管理・執行方法、経費及び経費負担、財産管理処分、協議会の規程の設置など、地方自治法第252条の4に基づきまして、協議会規約に規定する事項を第1条から第20条までで定めております。以上で説明を終わります。

委員長（馬屋原眞一君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第10号下関市・美祢市消防通信指令事務協議会の規約の制定及び設置についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを審査いた

します。執行部より説明を求めます。西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは議案16号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてをご説明いたします。資料につきましては、参考資料の98ページから119ページに指定管理者候補者団体の概要、それからその団体の定款を添付しております。また、その続きになりますが、120ページに指定管理者候補者の選定経緯、それから121ページから136ページに基本協定書、更に137ページから140ページに管理業務仕様書を参考資料としてお示ししております。現在、美祢市農産物加工施設の指定管理者として、山口美祢農業協同組合・JA山口美祢を指定しておりますが、平成24年3月31日をもって指定期間が満了となります。加工施設は、大嶺町にあります通称虹工房と美東町にありますみとう味の館の二つの施設がございます。いずれも山村振興等農林漁業特別対策事業により整備された施設であります。施設の目的といたしまして、市内で生産される農作物の販売、また、農産物を原料とした加工品の製造販売ができる拠点の整備、更には、地産地消の推進による地域農業の活性化を図ることとしております。虹工房につきましては、平成12年4月、みとう味の館は平成8年4月にそれぞれ供用開始したものでございます。両施設とも本国庫補助事業の計画段階で市とJA山口美祢が中心となって検討していた経緯がございまして、供用開始当初からJA山口美祢に管理運営に携わっていただいております。その後、平成18年度から指定管理者制度が開始され、JA山口美祢を指定管理者として指定しております。さらに平成21年度の指定管理者の指定につきましても、JA山口美祢に指定することに対しまして、議会のほうのご承認をいただき、現在に至っているところであります。以上のことから、合併前から旧市町におけます当該施設の設置経緯に固有の事情があること、また、供用開始当初から培われてきました加工、販売ノウハウがあることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、資料120ページにお示ししておりますように、審査会の決定を経まして、公募によらず指定管理者をJA山口美祢に指定したところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。萬代副委員長。

副委員長（萬代泰生君） 農産物加工施設ということで、それぞれの施設において農産物の加工ということに重点をおいてですね取り組みが行われていると思うんですが、これまでどういう商品開発が行われてきたのか、簡単でいいですからもし分かれば発表してもらえますか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今の萬代委員のご質問ですが、まず虹工房につきましては、菓子類が4種類、それから味噌が3種類、それから餅、それから配食サービスのほう行っております。みとう味の館につきましては、同じく菓子、味噌、それから漬け物、それからお弁当と餅というところの加工を行っております。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） 萬代副委員長。

副委員長（萬代泰生君） 虹工房の配食サービスの状況をお願いできますか。何食ぐらい現在、配食サービスで実施しておられるか聞きたいんですが。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 平成22年度の実績といたしまして、5,729食を配食しております。

委員長（馬屋原眞一君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第16号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは議案17号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてをご説明いたします。資料につきましては、参考資料14

1 ページから 164 ページに指定管理者候補者団体の概要、それからその団体の定款を添付しております。その続きの 165 ページに指定管理者候補者の選定経緯、166 ページから 180 ページに基本協定書、181 ページから 184 ページに管理業務仕様書を参考資料としてお示しをしております。それでは説明のほうさせていただきます。現在、美祢市直売所みとうの指定管理者として、JA 山口美祢を指定しておりますけども、平成 24 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了となります。この施設は、農林産物の特産品の販売・宣伝を通して地域産業の振興と町の活性化を図ること、またこのことによる農業所得の安定・向上を目的として、新農山村地域定住促進対策事業により平成 5 年に整備されたものです。当施設は、この事業計画の段階から当時の美東町と JA 山口美祢が協議、検討を行っておりまして、平成 5 年の供用開始から平成 10 年の間は、美東町産業振興協会が運営管理しておりました。その中心的役割を JA 山口美祢が担っておりまして、平成 10 年 4 月より JA 山口美祢が管理運営を受託し、平成 18 年 4 月以降現在に至るまで、指定管理者として指定しているところでございます。以上のことよりまして、当該施設の設置経緯に固有の事情があること、また今までに培ってきた生産流通、あるいは販売ノウハウを考慮し、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条第 1 項の規定を適用いたしまして、165 ページにお示ししておりますように審査会の決定を経まして、公募によらず指定管理者を JA 山口美祢に選定してところでございます。つきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第 17 号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可

決されました。

次に議案第18号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは議案18号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定につきましてご説明いたします。資料につきましては、参考資料185ページから210ページに指定管理者の概要等を示しております。それでは説明のほうさせていただきます。現在、美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者といたしまして、桂岩ふれあいセンター管理組合を指定しておりますが、平成24年3月31日をもって指定期間が満了となります。この施設につきましては、平成3年3月に美東町桂岩小学校と大田小学校の統合を機に桂岩小学校が廃校となり、平成7年に地域住民の生活・生涯学習の拠点とした活用と都市住民との交流促進、これを目的といたしまして、平成7年に桂岩ふれあいセンターとして、供用開始され、平成11年度以降、桂岩ふれあいセンター管理組合に管理運営を委託し、平成18年度からは当管理組合が指定管理者として現在に至っているところでございます。以上のことよりまして、地域振興の観点から地域を理解し、地域の魅力を十分に発揮できる、地域住民の組織による運営管理が望ましいというふうに思われますことから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、191ページのほうにお示ししておるわけですが、審査会の決定を経まして、公募によらず指定管理者を桂岩ふれあいセンター管理組合に選定してところでございます。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 私もこの桂岩ふれあいセンターを3回か4回ほど行ったんですが、クラス会もあそこでやりまして、泊まりました。安いし、遠くから来た人、泊まるには大変いいところでございます。是非、協力してPRのほう、ちょっとPRの仕方が遠慮しちょっとんかなと感じがしますので、管理組合と市と協力してPRのほうをよろしくお願いしたいと思います。これは要望でございます。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第 18 号美祢市美東桂岩ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 20 号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） それでは議案第 20 号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、参考資料 238 ページから 241 ページに指定管理者の概要、それからその団体の規則を添付しております。また、242 ページに指定管理者候補者の選定経緯、243 ページから 256 ページに基本協定書、257 ページから 262 ページに両施設の管理業務仕様書を参考資料としてお示ししております。現在、秋芳名水特産品直売所と秋芳名水ふれあい広場をそれぞれ個別に堅田地区を指定管理者に指定しておりますが、平成 24 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了します。次期指定管理者を指定するにあたり、両施設が隣接しており、また、同一敷地内に設置されていることから、両施設を個別に指定せず、一体的に管理運営する指定管理者といたします。秋芳名水特産品直売所につきましては、地域の活性化を目的として有志が集まり、簡易テントでの特産品販売が原点です。その後、地元の強い要望を受け、旧秋芳町が平成 2 年度に地産地消、地域農業の活性化、地域及びコミュニティの醸成を目的に当施設を設置しております。施設の管理運営は、平成 3 年 6 月より堅田地区が旧秋芳町から業務の委託を受け行っており、平成 18 年 9 月 1 日からは、指定管理者として現在に至っております。堅田地区につきましては、238 ページの団体の概要でお示ししておりますが、弁天池流域に位置する、水上、前水上、流田、桧皮の 4 集落で構成されてお

ます。秋芳名水ふれあい広場につきましても、同様に堅田地区が平成3年6月から業務の委託を受け、平成18年9月1日から指定管理者として現在に至っております。以上のことにより、当該施設の設置経緯に固有の事情があること、また、地域で管理することにより、地域の魅力を十分に発揮できる管理体制がとれることから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例第5条第1項の規定を適用いたしまして、242ページでお示ししておりますように、審査会の決定を経て、公募によらず、指定管理者を堅田地区に選定したところであります。つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。ご審議の程、よろしく願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、下井委員。

委員（下井克己君） 指定管理に対しては別にどうちゅうことないんですけど、ふれあい広場のところに、元小月の飛行機がございましたよね。あれをいつの日か、確か、どうかならないかというお話をしたような気がするんですけど、あれはまだあそこにあるんですかね。それがもし、もう立ち入り禁止ということで、確かロープが張ってあったような記憶があるんですが、どうでしょうか。

委員長（馬屋原眞一君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） 現在のところ零戦の飛行機はそのままございます。点検の結果、特に支障がないということで、そのまま展示しておる状況でございます。

委員長（馬屋原眞一君） はい、下井委員。

委員（下井克己君） ということは、子どもたちがさわったり、操縦席というんですかね、あそこに入ろうとしたりするのは問題ないわけですか。確か、前回そういうのが危険ということで、立ち入り禁止のロープが張ってあってと思うんですが。

委員長（馬屋原眞一君） はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長（大野義昭君） はい、お答えいたします。現在ですね多分以前もご指摘あったと思うんですけど、その時に指定管理を指定しております堅田地区のほうに点検等をですねお願いいたしまして、その結果、特に異常がないということで、現在子どもたちがさわっても大丈夫だというふうに報告を受けております。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 別に異論はないんですけど、さっきから指定管理者のを見ると配点が各自まちまちというか、これは何か意味があるんですか。なんか基準があるんですか。今これ観光だけじゃなくて、ちょっと見よったらみんな配点の割り振りがちょっと全部違いますよね。なしてじゃろかなとちょっと疑問に思っただけで。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今の有道委員の質問にお答えいたします。指定管理者の選定審査会を開きまして、その中でこれは公募によらず選定するのとか、配点のバランスとか、そういったようなところについて事務局として案を出しまして、この配点を例えばもっと重視したほうがいいのか、そういうふうなご意見を出していただき、それを踏まえて第2回目で、その修正案をお示しして、了解が取れて、その後の採点となりますので、各施設ごとに審査会の委員の皆様方のご意見をこの中に取り入れるというような形を取りますので、若干の配点バランスというのは、その施設によって違おうかというふうに思います。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第20号美祢市秋芳名水特産品直売所及び美祢市秋芳名水ふれあい広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号土地改良事業の施行についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） それでは議案第21号土地改良事業の施行についてをご説明いたします。これは市が事業主体となって、於福町下萩原地区にあります危険ため池、石宗ため池という名前ですが、こちらのため池の改修を、平成

24年度から2ヶ年で施行することとしております。石宗ため池の概要についてですが、堤長54.3m、堤高2.4m、受益面積が3.3ヘクタール、受益戸数が10戸でありまして、5,400万円を事業費として見込んでおります。事業手法といたしましては、国庫補助事業のため池等整備事業によりまして改修を行います。事業費の割合につきましては、国50%、県35%、市13%、地元受益者が2%となっております。概要につきましては以上ですが、本事業の施行にあたりまして、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第21号土地改良事業の施行についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号市道路線の認定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 議案第22号市道路線の認定についてご説明いたします。先程、委員さん方には現地のほうを確認を頂きました。路線名につきましては、古烏帽子嶽線でございます。認定の延長区間190m、幅員につきましては3mでございます。この市道につきましては、平成22年9月定例議会におきまして、請願採択されたものでございますが、昨年7月15日の災害によりまして、農道の一部が崩壊したということで、この復旧工事を現地見ていただきましたが、ブロック積3.5m、それと川の2面張り水路3.5mで復旧をいたしまして、今日にいたっておるわけですが、落ち着くまでということで、この度12月議会において市道認定をするものでございます。以上でございますが、市道認定につきまし

て、議会の議決を求めるものでございますが、審議のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

委員長（馬屋原眞一君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 現地を見せてもらって分かったんじゃが、要は認定基準に当然該当すると私も解釈するわけですが、要は元農道で、今現在農道を市道に認定するということですが、これもちょっと説明で聞くと、集落の連絡道との絡みがあるという話であった。ということはこの度舗装は考えておられんですが、この分についての農道でやるほうが、かえって連絡道ということになると舗装がすぐできるような気がするんじゃが、この辺について分かれば。それと交付税の関係、これは幅員等の関係もあるし、延長も関係があると思うが、農道の交付税と市道の交付税というのは、ケースが当然違ってくるが、この辺については分かればちょっと説明を。

委員長（馬屋原眞一君） 前野建設課長。

建設経済部建設課長（前野兼治君） 河村委員のご質問にお答えいたします。市道の認定に係りまして、舗装等ということでございますが、現時点におきましては、現地でご説明いたしましたですけども、市道へ認定されたということで、すぐ舗装ということは、現時点では考えておりません。それともう1点、交付税につきましてですけども、交付税は当然市道認定後は交付税の対象となってくるわけでございますが、これにつきましては市道の延長、あるいは平均的な幅員等によって、交付税の算定になってこようかというふうに思います。以上でございます。

委員長（馬屋原眞一君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） それではこれより議案第22号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可

決されました。

以上で本委員会に付託されました議案9件につきまして審査を終了いたしました。また委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いいたします。田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 四郎ヶ原の江の河原地区の土地改良事業なんですけど、昨年水害で、この度きょうちょっと見たら、土地の災害復旧工事は終わってるんですけど、基本的にはですね植柳地区と合併して、土地改良区画整理を行うというふうに水害前はなっていたと思うんですが、その後どうなってるかちょっと分かったら教えていただきたいんですが。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 只今のご質問にお答えいたします。当初計画段階では植柳地区と一体的に法人化していくというふうな考えがございましたが、現在形態育成事業という事業に則って、江の河原地区の圃場整備を進めるように考えております。この段階で植柳ファームとは切り離れたところで、江の河原だけの組織づくりということに切り替わっております。以上です。

委員長（馬屋原眞一君） はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 事業はその後進展してるんですね。

委員長（馬屋原眞一君） はい、西田農林課長。

建設経済部農林課長（西田良平君） 事業採択のほう受けまして、今それぞれの圃場区画とか、その辺を地元の皆様方と協議をしながら決定をしているところでございます。

委員長（馬屋原眞一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（馬屋原眞一君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前11時40分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月5日

建設観光委員長

馬原真一